

〔農業従事者への労災保険の適用について〕

〔質問〕

私は個人で農業を営んでおり、労災保険に特別加入していますが、最近になって労働者を雇うようになりました。労働者が5人未満の事業の場合は、労災保険に加入しなくてもよいのですか。

〔回答〕

農業の場合、労働者に係わる労災保険の強制加入と任意加入の区分は以下のとおりです。

	労働者：常時5人以上	労働者：常時5人未満
法人の事業	強制加入	強制加入
個人の事業	強制加入	原則として任意加入※

※任意加入の事業場でも労働者の過半数が希望する場合や事業主が特別加入する場合は強制加入となります。

ご質問のケースでは、事業主が特別加入しているため、労働者を1人でも雇った時点で労災保険に加入する必要があります。

〔加入時健康診断について〕

〔質問〕

特別加入申請時に健康診断が必要な場合があると聞きましたが、どのような時に必要となりますか。

〔回答〕

特別加入の前に、特定業務に一定期間従事し、特別加入後もその業務を行う場合は、健康診断が必要となります。

たとえば、振動工具(草刈機等)を使用する業務に通算1年以上従事し、特別加入後も同じように振動工具を使用する業務に従事する場合は該当します。

この健康診断結果により、

- ①症状や障害の程度が一般的に療養に専念しなければならないと認められる場合
→特別加入することはできません。
- ②症状や障害の程度が特定業務からの転換が必要と認められる場合
→特定業務を除く業務に限り特別加入できます。

〔軽トラック点検・整備中の災害について〕

〔質問〕

私は、農業者で特定農作業従事者として特別加入しています。毎日自宅から畑まで、軽トラックで往復しているのですが、先日軽トラックが故障し、点検・整備を行っている最中に負傷してしまいました。この場合、労災保険による給付を受けることができますでしょうか。なお、私は、軽トラックで収穫した野菜や資材などを運搬しています。

〔回答〕

農作業場で行う耕作等の作業のため、自宅から作業場までの間、軽トラックを使って農産物や農業に使う資材などを運ぶ行為は、動力により駆動される機械を使用して行う土地の耕作などの作業に直接附帯する行為に当たります。また、上記作業に伴う軽トラックの点検・修理についても、農業者によって日常行う程度のものであれば、土地の耕作などの作業に直接附帯する行為に当たりますので、業務災害として労災保険による給付を受けることができます。

〔集荷作業中や、出荷・販売作業中の災害について〕

〔質問〕

私は農業者で特定農作業従事者として特別加入していますが、集荷した野菜を農協の集荷施設までトラックで運搬している最中に事故を起こし負傷してしまいました。この場合、労災保険による給付を受けられるでしょうか。また、農産物を市場等までトラック等で出荷する出荷作業、出荷した農産物を出荷先で販売する販売作業といった作業中の災害の場合には、労災保険の適用はどのようなのでしょうか。

〔回答〕

農産物を共同集荷施設までトラックなどで運ぶ作業の場合は、集荷作業となり、植物の栽培等に直接附帯する行為に当たることから、業務災害として労災保険による給付を受けることができます。

また、平成30年4月1日以降に発生した災害については、箱詰めされるなどすでに商品化された農産物を出荷施設まで運ぶ「出荷作業」や、出荷作業後に行われる「販売作業」についても、集荷作業同様、植物の栽培等に直接附帯する行為に当たるものとして扱い、それらの作業中の災害については、業務災害として労災保険による給付を受けることができますようになりました。

例えば、出荷のために直売所へ向かい、出荷を行った者がそのままその直売所で販売を行い、農作業場へ戻るといった一連の行為は直接附帯する行為に該当します。なお、この取扱いは指定農業機械作業従事者が指定農業機械を用いて当該行為を行う場合についても同様となります。

〔急な斜面での作業中の災害について〕

〔質問〕

私はみかん畑で働く農業者で特定農作業従事者として特別加入していますが、勾配が40～45度位になっている段のある畑で、下の段から2メートル以上の場所で作業を行っているときに転落して負傷しました。このような場合にも労災保険による給付を受けることができますでしょうか。

〔回答〕

このみかん畑は勾配が40度以上の急な斜面であり、高さが2メートル以上の箇所で作業していることから、この負傷は業務災害として労災保険による給付を受けることができます。

〔特定農作業従事者・指定農業機械作業従事者の通勤災害について〕

〔質問〕

特定農作業従事者や指定農業機械作業従事者の場合、通勤災害について労災保険の適用がないと聞きましたが、自宅の車庫から軽トラックを農作業場まで運転中に負傷した場合にも、労災保険の適用がないのですか。

〔回答〕

特定農作業従事者や指定農業機械作業従事者については、通勤災害の適用はありませんが、自宅と農作業場との間をトラックなどの運搬機械を用いて往復している場合には、業務災害として保護されます。

特定農作業従事者については、農産物や農作業のための資材などを運ぶために自宅の車庫から農作業場まで軽トラックを運転する行為は、耕作などの作業に直接附帯する行為に当たるため、通勤災害ではなく、業務災害として労災保険による給付を受けることができます。また、指定農業機械作業従事者についても、軽トラックに乗って自宅の車庫から農作業場まで向かう途中に被災した場合には、業務災害として労災保険による給付を受けることができます。

〔集落営農集団について〕

〔質問〕

私は、リンゴ農家であり、高さ2メートル以上の高所で作業しています。先日、集落営農組合に所属しましたが、個人としては、経営耕地面積は1ヘクタール、年間の農業生産物の総販売額が200万円しかありません。この場合、特別加入することはできるのでしょうか。

〔回答〕

個々の農家の規模が小さくても、所属している集落営農集団において、農業生産物総販売額が300万円以上または経営耕地面積2ヘクタール以上であれば、各構成農家も規模の要件を満たすものとして特別加入することができます。

〔業務委託による農業者の特別加入について〕

〔質問〕

私は農作業場の所有者からの委託を受けて農作業を行っていますが、特定農作業従事者として特別加入することはできますか。

〔回答〕

「特定農作業従事者」の要件となっている「年間の農業生産物（畜産及び養蚕に係るものを含む）の販売総額が300万円以上」または「経営耕地面積が2ヘクタール以上」については、農作業の受託料金や作業受託の対象となっている農地は含まれません。したがって、営農集団の構成員の場合を除き、業務委託のみにより農作業を行う方は「特定農作業従事者」として特別加入することはできません。

しかし、業務委託のみにより農作業を行う方であっても、特定の農業機械を使用する業務を行っている場合は「指定農業機械作業従事者」として、また、これに該当しない場合でも「特定フリーランス事業」として特別加入することができます。

<特定フリーランス事業>

「フリーランス（特定受託事業者※1）が企業等（業務委託事業者※2）から業務委託を受けて行う事業（特定受託事業）」または「フリーランスが消費者（業務委託事業者以外の者）から委託を受けて行う特定受託事業と同種の事業」（他に特別加入可能な事業または作業を除く）に該当する場合には業種・職種を問わず特別加入することができます。

（※1）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）に規定する、業務委託の相手方である事業者であって、従業員を使用しない者

（※2）業務委託を行う事業者

詳細は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。